

監 査 結 果 の 公 表

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和7年12月16日

魚沼市監査委員 星 野 武 男

魚沼市監査委員 森 島 守 人

魚 監 第 43 号
令和7年12月16日

魚 沼 市 長 内 田 幹 夫 様

魚沼市監査委員 星野武男

魚沼市監査委員 森島守人

令和7年度 財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果を報告します。

記

1 監査の対象及び概要

名 称：株式会社 ほりのうち

所 在 地：魚沼市堀之内2012番地2

設 立：平成9年

出資比率：50.0%（発行済株式の総数200株のうち魚沼市100株保有）

役 員：5名（代表取締役、取締役2名、監査役2名）（令和7年3月31日現在）

従 業 員：11名（正従業員1名（取締役兼務）、有期雇用従業員10名）

（令和7年3月31日現在）

主な事業：ゴルフ練習場の経営、食品、飲料水、スポーツ用品の販売、スポーツ施設の経営、公園及び緑地の管理、造園の施工及び管理及び前各号に付帯する一切の事業

所管部課：産業経済部都市整備課

2 監査の範囲

令和6年度出納その他の事務の執行状況

3 監査の期間

令和7年11月4日から令和7年12月9日まで

4 監査の方法

監査にあたっては、監査資料の提出を求め、関係諸帳簿・関係書類について審査するとともに、現地に赴いて関係者からの説明を聴取するなどの方法により出納その他の事務執行が適正かつ効率的に行われているかについての監査を実施した。

5 監査の結果

出納その他事務の内容は概ね適正に処理されており、設立目的に沿った事業運営が行われているものと認められた。

6 所見

令和6年度の全体の当期業績は、純売上高3,767万円であり前年対比101.8%であるが、物価・光熱水費の高騰及び人件費の急激な上昇等の影響により当期純損失(税引前)143万円となり、2年続けての損失決算であった。

関係諸帳簿・関係書類は整備され、会計経理、財産管理は適切であり、設立目的に沿った事業運営が行われていた。

ゴルフ練習場は入場者数19,955名で前年対比103.5%であり、テニスコート・野球場・サッカー場・キャンプ場・子供広場についても利用者が多く、利用者増加に向けた企業努力が見られる。

開業してから28年経過しており建物・各種設備の経年劣化も見受けられる。

については、多くの人々が利用する施設であるため施設管理や修繕において所管課と協議を行い、引き続き安全性の確保と健全な管理運営に努められたい。